

令和3年8月18日

保護者の皆様へ

伊佐市こども課

伊佐市非常事態宣言（令和3年8月18日から8月31日） の発出に伴う保育所等の対応について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、本市において新型コロナウイルス感染症が急激に感染拡大していることから、令和3年8月17日に、8月18日から31日までを対象期間とする「伊佐市非常事態宣言」を発出しました。保育所等の対応については、国の通知に基づき原則開所をお願いすることとしますが、伊佐市非常事態宣言の発出を受け、一層の新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、可能な日には保育所等の利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。

なお、利用料等については、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしくお願ひします。

1 保育所等の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。

今回の伊佐市非常事態宣言中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での保育所等のご利用を改めてお願いします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

在宅勤務の方や保護者に代わりご兄弟、祖父母等により家庭での保育が可能な日、仕事がお休みの日などには保育所等もお休みいただくなど

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【在園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【在園児の家庭】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2 その他

- (1) 本市からの登園自粛要請は行いませんので、伊佐市非常事態宣言期間中の利用料等（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。
- (2) 園児や職員が新型コロナウイルス感染した場合は、臨時休園とする場合があります。